

新潟市意思疎通支援派遣基準

派遣の範囲	原則として新潟市内とします
派遣の時間帯	特に規定はありません
派遣が可能なもの	○社会参加促進の観点から認められるもの
	社会生活に関すること(各種申請・契約・相談等)
	司法に関すること(警察, 裁判等)
	地域に関すること(自治会, 町内会等)
	文化教養に関すること(各種講座, 講演会等)
	人間関係に関すること(冠婚葬祭)
	健康・医療・保健に関すること(受診, 通院, 検診等)
	雇用に関すること(就職等)
	教育・保育に関すること(懇談会, PTA, 教育相談等)
	○市又は福祉団体等が行う事業の情報保障
派遣できないもの	○政治的な活動
	○宗教的な活動
	○営利的な活動
	○極めて個人的理由によるもの(趣味の活動等)
	○通勤・通学等の定期的かつ長期にわたるもの
	○その他社会通念上派遣することが好ましくないとと思われる活動

※葬儀, 結婚式等 障がい者が申請をするもの(多数の出席が見込まれる場合は, 主催者等でも良い)